

民間社会福祉事業共済規程

(沿革)昭和37年 4月26日 制定

昭和46年 3月26日 第1次一部改正
昭和49年 3月28日 第2次一部改正
昭和51年 3月26日 第3次一部改正
昭和61年 9月19日 第4次一部改正
平成6年 3月22日 第5次一部改正
平成6年10月 5日 第6次一部改正
平成8年 3月22日 第7次一部改正
平成10年 3月25日 第8次一部改正
平成12年 3月27日 第9次一部改正
平成13年 1月29日 第10次一部改正
平成13年 3月22日 第11次一部改正
平成15年11月28日 第12次一部改正
平成19年12月19日 第13次一部改正
平成27年 3月27日 第14次一部改正
平成28年 3月30日 第15次一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」という）の定款第2条第15号に規定する社会福祉事業従事者の福利増進を図るため、岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済事業（以下「共済事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約者

共済契約の当事者である事業主をいう。

(2) 加入者

契約者が運営する事業所に勤務する有給専従者のうち、就業規則、労働協約等により、共済事業の受益者とされた者をいう。

(3) 共済契約

この規程で定める共済事業に必要な資金を契約者が県社協に預託することを約し、県社協は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう。

(共済事業)

第2条 この規程において共済事業とは、次の事業をいう。

(1) 退会共済金の給付事業

(2) 慶弔見舞金の給付事業

(3) 削除

- (4) 削除
- (5) 福利増進に関する調査研究及び関係団体との連絡提携
- (6) 共済事業に関する啓発及び情報の提供
- (7) その他県社協会長（以下「会長」という。）が必要と認める事業

第2章 運営委員会

（組織）

第3条 共済事業を健全かつ適正に運営するため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員若干名をもって組織し、県社協の役員並びに加入者（以下「会員」という。）の代表者により構成する。
- 3 委員は会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。

（役員）

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営委員会）

第5条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。
- 3 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければその運営委員会を開くことができない。
- 4 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（所掌事項）

第6条 運営委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 共済事業の予算に関すること。
- (2) 保有原資の効率的な運用の検討に関すること。
- (3) 共済事業の拡充を図るための方策の検討に関すること。
- (4) 共済事業の適正な運営のための収支の検討に関すること。
- (5) 延滞利息の減免に関すること。
- (6) 共済事業の決算に関すること。
- (7) 規程の見直しに関すること。
- (8) その他会長が必要と認めること。

第3章 共済契約

（共済契約者の範囲）

第7条 共済事業の契約者の範囲は、県社協会員規程第3条に規定する会員のうち社会福祉施設（公立を除くものとし、市町村が社会福祉法人に施設の運営を委託している場合及び県社協会員であ

る社会福祉施設を経営する法人を含む。) 及び団体とする。

(共済契約の締結及び加入の決定)

第8条 前条に規定する社会福祉施設及び団体の事業主で共済事業への共済契約を希望する者は、職員等の同意を得て、共済事業加入申込書（様式第1号）を会長に提出して承認を得なければならない。

2 会長は、前項の加入を承認したときは、加入承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 共済契約は、第10条に規定する会費及び第12条に規定する事業主の負担額の払い込みにより契約が成立する。

(変更届の提出)

第9条 契約者（以下「事業主」という。）は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、会員氏名等変更届（様式 第3号）を会長に提出しなければならない。

(1) 会員の氏名に変更があったとき。

(2) 事業主の名称又は住所に変更があったとき。

(会費)

第10条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、会員が毎年7月1日現在の本俸月額に対応する別表1会費標準給与表の標準給与額の1,000分の28.75の額とする。

3 7月1日以外の日に新たに加入した会員の会費は、当該日における本俸月額をもって前項の規定を適用する。

(休職期間等の会費免除)

第11条 会員が会員期間中に休職、育児休業及び介護休暇により給与を受けなくなった場合は、前条に規定する会費及び次条に規定する事業主負担を免除することができる。

2 前項の規定により会費の免除を受けようとする会員は、会費免除申請書（様式第4号）を、復職したときは、復職届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(事業主の負担)

第12条 事業主は、加入職員の福利増進を図るため、第10条の規定による会費に相当する額を負担するものとする。

(標準給与額の特例)

第13条 第10条の規定にかかわらず、別表1の本俸月額が7月1日現在において300,000円を超えている者及び共済事業加入時に300,000円を超える者の標準給与額は、45等級に対応する標準給与額とし、それぞれの会費は以後昇給の額にかかわらず別表1に定められた1等級上位の会費額とする。

(会費・事業主負担額報告書の提出)

第14条 事業主は、毎年7月1日現在において在籍している全会員の会費・事業主負担額報告書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(会費等の納入)

第15条 会費は事業主がとりまとめ、事業主負担分とともに翌月の10日までに納付するものとする。

2 会員が納付すべき会費並びに事業主が負担する額が2箇月以上納入されなかった場合は、納付すべき額に納付期限の翌日から納付の日までの日数に年10.95%の割合を乗じて計算した額の延

滞利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情等がある場合は、運営委員会の承認を得て、その額を減免することができる。

(会員の資格の喪失)

第16条 会員が次の各号の一に該当したときは、その翌日から会員としての資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第7条に規定する役職員でなくなったとき。
- (3) 第17条の2に規定する退会を承認されたとき。
- (4) 第18条に規定する除名処分を受けたとき。

(会員資格の継続)

第17条 前条第2号の規定にかかわらず、会員が引き続き他の共済事業加入施設等に転職したときは、会員資格を継続することができる。

2 前項による継続を希望する会員は、転職先の事業主を経由して転出・転入届（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

(特別の事情による退会の承認)

第17条の2 会長は、次の各号の一に該当することにより、会員から退会の申し出があったときは、運営委員会の意見を聴き、これを承認することができる。

- (1) 事業主が、退会について会員全員の同意を得たとき。
- (2) 会員が、退会について事業主の同意を得たとき。

2 退会の承認を得ようとする会員は、その事由を証する書類を添付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名処分)

第18条 会長は、次の各号の一に該当する場合は、運営委員会の意見を聴き、これを除名することができる。

- (1) 特別の理由がなく第15条第1項に定める会費を12箇月以上納入しなかったとき。

- (2) 県社協の会員を除名されたとき。

2 除名をされた者は、県社協に関する一切の権利を失う。

(会費及び事業主負担額の返還)

第19条 第17条の2の規定により退会が承認された場合は、会員に対して会費納入額に相当する額を、事業主に対して事業主負担額に相当する額を返還する。ただし、この場合において、返還する総額が第16条第1号及び第2号の規定による給付額を超えるときは、第20条第2号から第4号までを適用して返還するものとする。

2 前条の規定により除名処分を行った場合は、会員に対して会費納入額に相当する額を返還する。

3 第1項及び第2項の規定による返還をする場合においては、利息それに類する額は付さないものとする。

第4章 共済事業による給付

(退会共済金の給付)

第20条 会員が、第16条第1号及び第2号の規定に該当して資格を喪失したときは、退会共済金を給付する。

2 加入期間が1年以上の会員の退会共済金の額は、会員としての資格を失った月前1年間に納入した別表1の標準給与額の平均額（該当標準給与額の月数ごとの合計額を12で除した額をいう。）

にそれぞれの加入期間ごとに別表 2 に定める給付率を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

3 前項の加入期間は、加入後会費を納入した月から会員としての資格を失った月までの期間とする。ただし、第 11 条に定める会費免除期間は除く。

4 加入期間が 1 年に満たない会員の退会共済金の額は、その者が既に納入した会費総額とする。

(慶弔見舞金の給付)

第 21 条 慶弔見舞金の給付は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|---|--------------|
| (1) 会員が結婚した場合及び会員並びに会員の配偶者が出産した場合 | 慶祝金 10,000 円 |
| (2) 会員が疾病又は傷病のため 1 箇月以上長期療養（自宅療養を含む。）した場合並びに火災、水害若しくは台風の被害の場合 | 見舞金 10,000 円 |
| (3) 会員が死亡した場合 | 弔慰金 30,000 円 |

(給付の制限)

第 21 条の 2 会長は第 20 条及び第 21 条の規定による給付を受けようとする者が、次の各号の一に該当する場合には、運営委員会の意見を聴き、給付等の全部若しくは一部を行わず、又はすでに給付等を行ったものについては、これを返還させことがある。

- (1) 故意に給付等の原因を生じさせたとき。
- (2) 給付等の請求に虚偽の事実があったとき。
- (3) 懲戒解雇の処分をうけたとき。
- (4) その他給付等の請求に不正の事実があったとき。

第 22 条 削除

(給付の請求等の手続)

第 23 条 第 20 条の規定による退会共済金請求の手続きは、会員の委任を受けた事業主が行う。ただし、会員が死亡した場合においては、その権限のある遺族が事業主に委任して行うものとする。

2 第 21 条の給付申請の手続きは、会員が事業主を経て行うものとする。

3 退会共済金その他の給付の請求等は、その原因である事実の生じた日から 1 年以内に行わなければならない。

4 請求等の手続きは、次の各号に定める様式により会長に提出しなければならない。

- (1) 退会共済金請求書（様式第 8 号）
- (2) 慶弔見舞金給付申請書（様式第 9 号）
- (3) 削除

第 5 章 削除

第 24 条から第 28 条まで削除

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 この共済事業の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 事業主負担収入
- (3) 会費収入及び事業主負担収入から生ずる果実
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この共済事業の資産は会長が管理する。

2 会長は、契約者から預託された資産と、その他の資産を区別して管理しなければならない。

(会計区分)

第31条 この共済事業の会計は特別会計とする。

(予算及び決算)

第32条 この共済事業の収支予算は、年度開始前に作成し、運営委員会の協議を経て、定款に定める手続きを得なければならない。

第33条 この共済事業の決算は、会計年度終了後2箇月以内に作成し、運営委員会の協議を経て、定款に定める手続きを得なければならない。

(会計年度)

第34条 この共済事業の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(債務の範囲)

第34条の2 県社協が共済契約に基づき、負担する債務については、契約者から預託された資産の限度内において履行責任を負う。

(積立水準の回復計画)

第34条の3 財政再計算により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は、共済契約者にすみやかに開示しなければならない。

第7章 事業の廃止

(事業の廃止手続)

第35条 この共済事業は、会員の3分の2以上の同意を得、運営委員会の協議を経、理事会及び評議員会の議決を得て、廃止することができる。

(残余財産の配分)

第36条 会長は、前条によりこの事業を廃止したときの残余財産については、運営委員会の協議を経、理事会及び評議員会の議決を得て、会員に配分する。

(補則)

第37条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 第26条中第2項の規定は、施行日において現に融資を受けている会員の未償還額についても適用するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月29日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 26 条第 2 項の規定は、この規程の施行日前に融資を受けている会員の未償還の元金についても適用するものとする。
- 3 第 27 条第 2 項の規定は、この規程の施行の日前に融資を受けた会員は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 10 条の規定は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前に会員が融資を受けている場合の利息の徴収及び利率並びに融資の償還方法については、なお、従前の例による。